

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 36 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 22 年 2 月 5 日（金曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 16 時 26 分	
開催場所		第一委員会室			
出席委員		山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田 議長、委員外議員～窪之内、関藤、大谷、井上	事務局	中嶋事務局長	
欠席委員				田湯次長	
説明員		別紙のとおり		議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 請願第 7 号 老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書 (平成 22 年 2 月 4 日付託)				
	(1) 請願の趣旨説明 請願者の老人福祉住宅入居者家族有志の会の代表 4 名と紹介議員の清水議員が出席し、 清水議員から請願の趣旨について説明があった。				
	(2) 質疑 趣旨説明に対する質疑を行った。				
	○ 休憩中、1 月 1 日及び 2 月 1 日付人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。				
	2 所管からの報告事項について 次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。				
	(1) 中・北空知廃棄物処理広域連合の設立について				
	(2) 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算について				
	(3) 北興化学埋設農薬の処理状況について				
	(4) 老人福祉住宅について				
	(5) 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算について				
	(6) 新型インフルエンザ接種拡大に伴う接種費用の助成措置について				
	(7) 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算について				
	○ こどもプランの中間報告書の配付について説明があった。				
	(8) 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算について				
	3 その他について なし				
	4 次回委員会の日程について 2 月 22 日（月）13 時 30 分から開催することとした。				
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊦				

平成22年2月4日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成22年1月14日付け滝議第177号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部財政課長	吉 井 裕 視
総務部財政課主査	酒 井 智 康
総務部財政課主査	景 由 隆 寛
総務部財政課主査	堀之内 孝 則
市民生活部長	西 村 孝
市民生活部くらし支援課長	深 瀬 文 彦
市民生活部くらし支援課主幹	立 野 公 久
保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部次長	橋 弘 恭
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課副主幹	伊 藤 澄 江
保健福祉部子育て応援課主査	庄 野 憲 宗
保健福祉部子育て応援課主任主事	高 橋 美智子
保健福祉部介護福祉課長	山 崎 猛
保健福祉部介護福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司
保健福祉部健康づくり課長	金 野 正 博
保健福祉部健康づくり課主幹	織 田 恵 子

(総務部総務課総務グループ)

第36回 厚生常任委員会

H22. 2. 5 (金) 13:30
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 請願第7号 老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書
（平成22年2月4日付託）

- （1）請願の趣旨説明
- （2）質 疑

2. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- （1）中・北空知廃棄物処理広域連合の設立について（資料）くらし支援課
- （2）平成21年度滝川市一般会計補正予算について（資料）〃
- （3）北興化学埋設農薬の処理状況について（資料）〃

《保健福祉部》

- （4）老人福祉住宅について（口頭）介護福祉課
- （5）平成21年度滝川市一般会計補正予算について（資料）〃
- （6）新型インフルエンザ接種拡大に伴う接種費用の助成措置について（口頭）健康づくり課
- （7）平成21年度滝川市一般会計補正予算について（資料）子育て応援課
- （8）平成21年度滝川市一般会計補正予算について（資料）福祉課

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 36 回 厚生常任委員会

H22. 2. 5 (金) 13 時 30 分

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委 員 長

全員出席。議長出席。委員外～窪之内、関藤、大谷、井上。プレス空知、北海道新聞、一般の方の傍聴を許可する。

1 請願第7号 老人福祉住宅制度廃止計画を白紙に戻し制度の見直しを求める請願書（平成22年2月4日付託）

委 員 長

本件については、議会閉会中の2月4日に議長より本委員会に付託されたが、本日は、請願者である老人福祉住宅入居者家族有志の会を代表して、水野靖准様、角田克夫様、平野ゆみ子様、飯田美恵子様、紹介議員である清水議員に出席いただいている。本日はお忙しい中、本委員会に出席いただき、誠にありがとうございます。後ほど本請願の趣旨について説明くださるようお願いいたします。それでは審査に入るが、審査の進め方については、まず請願者並びに紹介議員から請願の趣旨を簡潔に述べていただいた後、各委員から質疑を受け、討論、採決を行う。なお、本日の審査は質疑までとしたいが、異議はないか。（なし）異議なしと認める。それでは、紹介議員の清水議員より請願の趣旨説明をお願いする。

（1）請願の趣旨説明

清 水
委 員 長
渡 辺

（別紙請願書に基づき説明する。）

説明が終わった。質疑はあるか。

① 昨年6月に我々厚生常任委員が全く知らない間に、住んでいらっしゃる方々に説明会をしたと後で聞いたが、そのときには議会で既に決まったという話があったと聞いている。市側は説明したと言っているが本当なのか伺う。

② 老人福祉住宅にはそれなりの数の方が入居していると思う。今市長みずからも公平だとか不公平だとか12月の本会議で言っていたが、募集があり応募され合格して入居されたわけである。入居されてどんな面で助かっているかを紹介いただきたい。

③ 入居された方には市外の方もおられるとのことだが、今さらこのような制度を打ち切る滝川市をどのように言っているのか。怒りの声を聞かせていただきたい。

④ 議会に対してどのようなことをしてほしいのか要請があれば伺う。この請願書以外に議員にどういった動きをしてほしいのか言っていただきたい。市民の声連合の渡辺精郎は田村市政の福祉切り捨てと訴え、白紙撤回を求めているが、一人一人の議員への要望を伺う。

平 野

① 去年の説明会のとき、市役所の方にこれは議会で決定したことなのかと尋ねたところ、そうですとの返事をいただいたので間違いはない。

角 田

① 6月に説明会を聞きにいったが、ヘルパーさんがやめると聞いたのでおかしいと思った。除雪とか緊急装置の機械を取りつける金額も出ていたので、議会で決まったのか聞くとまだ決まっていないということだったので、私は納得いかないという話をした。いろいろと意見はあったが、集まったのはみんな年寄りだったので余り話さなかった。私は話したほうが良いと言ったがそのまま

終わってしまった。

水 野

① 有志の会で集まっているいろいろな意見を交わしたところ、各説明会において議会で決まった、まだ決まっていない、市では決まっているが議会は関係ないというような意見があったので、説明に来ている段階で市のほうで説明内容が一樣ではないということのあらわれだと思っている。

② ヘルパーさんがいてくれるメリットについてだが、私の家族が江南団地に入っているが、既に2回ほどヘルパーさんのおかげで救急車で運ばれている。これについては、ヘルパーさんが朝と夜に声掛けをしてくれているが、入居者の声色や表情などを十分に把握していることで、夕方にコールしたときに本人は大丈夫と言っているがどうも様子がおかしいということで救急に電話をして運んでいただいた。このことで私の家族の命が助かったということがあり、そういったメリットが1つある。入居者の方が共通して言われることに、心の支えになるということがある。ヘルパーさんは裏に住んでおり、何かにつけて挨拶をしてくれる。世間話、大事な相談もするということが一人暮らしの老人にとっては生きる糧になってきているのではないかと思う。そういう意味でヘルパーさんの存続は、老人福祉住宅に住む方にとって大事なものではないかと考えており、住んでいる老人たちもそう思っている。

飯 田

③ 親が江南団地に住んでいる。以前は深川市にいたが高齢になってきていることで、滝川と深川の距離も緊急のときは遠く感じられ、様子を見に行くこともそう頻繁にできなかった。深川にはないヘルパーつき住宅があり、家族が行けないときには家族に代わって手を貸してくれるサービスがあるということがわかり、こちらの係の方に地方でも入居することが可能か聞くと、大丈夫ということだったので、深川に50年近く住んでいたが、老人福祉住宅に入居することで私たちも安心を得たいということがあった。やはり高齢なのでヘルパーさんがいてくれる住宅に住んでいることで、私ども家族にとっては、いろんなことでヘルパーさんから連絡をいただけるという安心感が一番大きな位置を占めている。去年の市の説明会で、市で決まったことなので今年度の3月31日をもって住宅から撤去しなさいということではないが、ヘルパーつき住宅は廃止ということの説明を受けた。近隣にはないサービス提供の住宅と思って引っ越してきたが、このような滝川市の知らせには本当にどうしたらいいのかということで過ごしている。

水 野

④ 何が行政に対して一番不満かといえば、まず進め方がおかしいということである。そもそもことしの3月31日で廃止するという話を昨年6月の段階で住民におろしてくるというのが遅過ぎるという印象を受ける。ヘルパーさんからの話では、最初に市が説明する段階では入居者の家族に対しては説明しない計画だったと聞いている。老人福祉住宅に住む老人の方たちだけで話を進め、家族は蚊帳の外という進め方はおかしい。こういった老人福祉住宅にお金がかかること、同じような老人で一人暮らしやいろんな環境で暮らしている方から不満が出ることも承知しており、計画を変えていくのはいたし方ない部分もあるが、進め方が余りにも急である。こういった話が住民におりてきて、そこから議論がスタートするのではないか。議論の期間がたった数カ月というのは余りにも甘いという印象である。今回陳情も何回か行ったが、行政からは誠意ある回答をいただけずに請願ということになったが、私たちからすればここから初めて議論がスタートしたのではないかと考えている。もちろん今回共産党の清

水議員、市民の声連合の渡辺議員にはいろいろとお世話になったが、そのほかの議員の皆さんも、これについては私見だが、問題意識を持って取り組まれていることと思う。入居者あるいは我々家族からしても今回の行政の即廃止といった行為は暴走であると思っているので、議会の皆さんにはこうした暴走について議会でどう考えるのか、どう行動していくのがいいのかを十分に考えた上で行動していただきたいと思う。

渡 辺 ありがとうございます。皆さんのお話を参考にこれから市の説明があるとのことなので、その中で大いに反映させていきたい。

委 員 長 他に質疑はあるか。

酒 井 ① 入居者の意見を一度も聞かぬままにというのは非常にショッキングな話だった。既に決まったことという形で説明されたとのことだったが、本当に一度も聞かぬまま6月の説明会に進められたのか確認したい。

② 有料化についての話が請願事項の2番目の①に出ているが、道内でも有料化して制度を存続している自治体があると聞いている。それらについて調査していれば何う。

平 野 ① 私が市役所に来て担当の方に入居者の意見を一度でも聞いたことがあるのか聞いたとき、申しわけないがないとの返事をいただいた。

② 木古内町のいさりび団地、大空町のはなぞの団地、名前は思い出せないが千歳市にもある。

委 員 長 紹介議員から補足はあるか。

清 水 有料化については、他市町とも同じ制度で所得税課税者を有料、非課税者を無料としているのが美唄市、大空町で、その他は不明である。有志の会の要望としては、他市町の事例、滝川市の他の福祉制度、福祉除雪、友愛サービス等の有料化と同等に扱っていい制度ではないかと考えている。

委 員 長 他に質疑はあるか。

関藤委員外議員 2月2日に陳情されたようだが、そのときの市の説明内容について概略でいいので説明願う。

清 水 保健福祉部長によると、昭和56年度当時、高齢化率は8%で現在25%だが、これが3人に1人まですぐにくだらうということだった。当時は介護保険制度がなかったが、高齢化率だけでなく介護保険制度もできたので非常に環境が変わったということである。2点目は滝川市以外の14市、10町、2村で同じ制度を実施しているが、それぞれサービスは微妙に違っているのではないかと saying。こうした高齢化を踏まえ高齢者のこれからの施策について、行政だけではできないが、地域住民と協働して住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域での見守りや支え合いの新たな仕組みをつくるのも行政としての大きな課題と考えている。この老人福祉住宅は、すべての高齢者に対応できるものではないということはよくわかるが、現在の制度は、タッグ計画のとおり廃止方針に変わらない。ただ、現に入居している方には、これまで生活してきたことに目を向けなければならないと考え、何らかの配慮が必要である。新年度も間近になっており、入居者あるいは議会に提案して議論いただく方向で考えているとのことだった。最後に強調して何回も言っていたのが、高齢者に対する地域での支え合いということであれば公営住宅ばかりではなく、一般のアパートを初め、戸建てに住んでいる高齢者も含め、皆さんの地域支え合いの仕組みを新たにつくっていくということで、我々も努力するので協力をお願いしま

すとのことだった。しかし、具体性が全く示されないので、私たちもこういうことを進めていくことは非常にいいことだと思うが、やはり具体性、見通しが伴わなければ次の時代の福祉施策とは位置づけづらいと思う。次に示される案について、行政として最終案を示すということか、もし意見が出たら何らかの譲歩ができるのかということを知ると、譲歩できない最終案ということだった。予算時期も迫っているということで、最後に出されるものはコンクリートであるということを示した。

委員長

窪之内委員外議員

他に質疑はあるか。

① 有料化という意味がわからないが、サービスに対する有料化という意味なのか。入っている方で既に介護サービスを受けている方は、介護保険制度に基づいて有料化されているわけで、そうではない部分での有料化だと思う。入っているだけで一律の金額を取るということなのか、今まで受けているサービスに対しての有料化を言っているのか伺う。

② 請願の趣旨にある対象者の拡大というのは、老人福祉住宅の入居基準についてもっと緩和するということなのか。老人福祉住宅の世帯は決まっているが、老人福祉住宅を今よりもっと市内でふやして希望者が全員入れるようにするということを言っているのか。また、サービスの重複を避けるということだったが、現状どのような重複があるのか伺う。

③ 説明してから6カ月間というのは余りにも短い期間と言っていたが、これまで6カ月もなしに手数料条例などいろんな有料化を決めたことがある。タッグ計画そのものは、市の方針なので議会の議決とは関係ないが、老人福祉住宅については、タッグ計画の質疑の中で議会としても論議を進めてきた経緯はある。議会が論議をしていることについて、入居者の方からも聞いていないし、家族の方も知らなかったのか伺う。期間が短いということであれば、1年とか2年とか期間があればいいということなのか。期間があればいいということではないような気がするが、仮に期間が短いということであれば、どれぐらいあればよかったと考えているのか。

④ 新たな配慮案については、まだ具体的なめどが立っていないということだが、仮に具体的な中身が2月中ぐらいに示されたら、それに対して考えを変えるといった請願の趣旨とは違った方向で受け入れるような考え方はあるのか。今回の請願は家族の方からだが、入居者の方が本当にどう思っているのかがよくわからない。角田さんのお話では、説明会で入居者はどなたも意見を言わなかったということで、その後市も個別に話し合いを進めているようだが、家族の方の請願の内容と入居者の方の気持ちが全く一致していると認識してよいか伺う。

清水

① 有料化の意味は、介護保険や住宅の家賃といったもののほかに、単純にヘルパーさんから受けるサービスということである。

② 対象者の拡大についてだが、今は完全にどこの公営住宅に入っている人と決められているので、例えば東町でいえばヘルパーさんが行ける範囲は決まっているので、その行ける範囲の中でインターホンがないので顔を合わせて安否確認をしたり、お風呂があればお風呂のサービスは要らない、除雪もしないということで、戸建ての場合であれば今の制度をどうアレンジすれば戸建ての安心した暮らしができるのかといったことを考えながら戸建てまで対象をふやすということである。今東町団地に住んでいるヘルパーさんであれば、緑町や東

町にあと10件ぐらい対象をふやし、全部で30件ぐらい持ちますといったようなことを検討していただきたいということである。サービスの重複については、はっきりしているのはヤクルト友愛サービスである。これは安否確認で完全に重複するので、この老人福祉住宅に入っている方は、友愛サービスは受けられないとしても問題ないとする。介護保険の家事援助とこのヘルパーの家事援助が重複していれば、緊急の場合にはこのサービスを使うことでいいと思うが、介護度によって介護保険を使えるなら介護保険を中心にするなどしたほうがいいと思う。

③ 期間については、私どもはこの制度を現在の暮らしの状態に合わせて大きく見直してもいいと考えているが、そういう6カ月間ではなかった。絶対廃止だという市と困るという住民とで建設的でない6カ月間が流れた。本当に建設的な6カ月間であればいろんなことができたと思うので、そういう意味である。私からは以上である。入居者がどのように考えているのか、あるいは議会ですんなり議論、検討されていたことがどのように伝わっていたのかいなかったのかについては、家族の方から説明する。

水 野

③ 家族が江南団地に住んでいるが、団地の方が集まったときに話しているのを聞いた限りなので、すべての方から意見を聞いたわけではないことを承知願う。集まった皆さんに議会で議論されている、市が進めていることを知っているのか聞いたところ、だれも知らなかった。要は寝耳に水の状態でいきなり紙を渡され、6月に説明会があるということで市から説明があったというのが現状である。議会で老人福祉住宅の廃止計画が進んでいる、そのほかの計画が進んでいることを知っている方は、私の知る限りだれ一人いなかった。

④ 江南団地の説明会のときも老人の方は言葉少なげだったと聞いている。なぜかと聞いたところ、お上が決めたことだからもうどうにもならない、我々老人が言ったところで変わるものではない、あきらめるしかないという悲観があって発言につながらなかったと聞いている。

委員長
清水

修正案があった場合に受け入れる準備があるかという部分についてはどうか。きょう市の最後の方針を有志の会の方と聞き、その後どうするかを考えることにしている。当然私どもも改善案を示しているので、もし来年度予算に向けた期間の中で改善されるとか、修正されたものが具体化されるということでそれが納得できるようなものであれば受けることもできるし、まずはスタートして途中で補正予算で変えることにも十分対応できていると思っている。

窪之内委員外議員

対象者の拡大という論議でいろんなところのヘルパーさんがいるわけで、そういったヘルパーさんを活用した全市的な対策ではなく、今いるヘルパーさんが行える範囲での対象者の拡大ということだった。その場合にそれらのサービスを受けるとことは、介護保険のヘルパーさんを活用ということで考えているのか、それとも老人福祉住宅のヘルパーさんを活用するのか。たしか入浴サービスも介護サービスの基準に基づいて入浴料やヘルパーさんの報酬を決めているはずだと思うが、今の説明ではわからなかったので再度伺う。

清 水

入浴については、たまたまこの団地に浴室がないので共同浴室にしており、特別に入浴介助をしているわけではないと思うが、家族の方から介護保険と似たような入浴介助をされているのであれば説明をお願いしたい。市内全域ということでは、このサービスによる安否確認、高齢者の方には相談、生活指導が本当に大事だということが皆さんが共通して言っている点である。そういう点で

見晴団地でいうと、あそこは固まっているので45戸で1年間250万円の予算でやっているが、地域が広がって訪問までの時間がかかれば当然1戸当たりの経費はかかると思うが、今の制度でももう少し拡充することは可能だと思う。全市で実施するのは予算面でどうかと思うが、内容としては全市に拡大できるものだと思う。今の住宅のヘルパーさんがという意味ではなく、50人に1人のヘルパーさんを配置するなどといったことは可能だと思う。

平 野

私の母は東町団地にいる。共同浴室がヘルパーさんのところにあり、そちらを利用する形をとっているが、ヘルパーさんは入浴の介助をしていない。市の介護保険制度でヘルパーさんを依頼し、家からおふろ場まで連れていってもらって介助していただき、家まで帰ってくるという形である。

委員長
水 野

ほかの方はどうか。

私のところは江南団地だが、おふろはヘルパーさんが沸かしくて各老人福祉住宅の人におふろを知らせるコールが来るので、各自おふろに行ってコミュニティ室で順番待ちをし、入ったら出てくる。その間に特に体を洗ったりということではなく、入り終わったら各自帰るという形である。

窪之内委員外議員

入っているほうのは知っている。かかる経費を割っていくので団地によって若干入浴料が違っていると思うが、沸かすことでヘルパーさんのほうが介護保険制度に基づいた報酬単価になっているのではないかな。今のヘルパーさんが安否確認、日常の生活状況を見ながら対象を広げて見ることはかなり困難なことだと感じるが、今のヘルパーさんだけに頼らなければいろんな制度はできると思う。高齢化に向けてお年寄りが暮らしていく上で、安全、安心の全市的なネットワークをつくり上げることは課題と思うが、家族の方がこういった協力はできるといった考えがあれば伺いたい。

水 野

現在も老人福祉住宅に住んでいるが、決して任せ切りではない。ほぼ毎日行っている方もいらっしゃるし、私は仕事の関係上、週に何回かはなるべく顔を出すようにしている。全市的な広がりについては、まず制度が充足することが第一だが、そこに家族を排除していいのかという考えはない。もちろん家族が大部分を占めると思うが、家族だけに頼るということでは共倒れしてしまうと思う。それを防ぐためにもそういったヘルパーさんの事業や福祉の充足は必要不可欠と考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) ないので以上で質疑を終結する。請願者並びに紹介議員の皆さん、本日は御苦勞さまでした。ここで休憩して1月1日及び2月1日付人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行う。

休 憩 14:30

再 開 14:37

1 所管からの報告事項について

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。所管からの報告事項に入る前に平成21年度の国の補正予算の概要について、財政課より説明願う。

吉井課長

(別紙資料に基づき説明する。)

この2つの交付金の事業については、2月17日の臨時会に補正予算として提案させていただくが、現在の景気低迷、中小企業の皆さんも頑張っておられるが、大変な状況の中で交付金を活用したこれらの事業が地元企業の皆さんのバックアップになるのではと考えている。議決いただいた後は、速やかに発注に向けた作業を取り進めたいと考えている。なお、ここに記載の個別の事業の中身に

については、所管からそれぞれの常任委員会の中で細部にわたって説明することになっている。午前中には総務文教常任委員会があり、総務部、教育委員会関係の事業について説明し、質疑等を受けさせていただいた。本委員会では、市民生活部、保健福祉部関係の補正内容について後ほど説明させていただき、質疑を受けさせていただくのでよろしくお願いします。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) この件については報告済みとする。所管からの報告事項(1)について説明願う。

(1) 中・北空知廃棄物処理広域連合の設立について

西村部長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (1)については報告済みとする。(2)について説明願う。

(2) 平成21年度滝川市一般会計補正予算について

深瀬課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (2)については報告済みとする。(3)について説明願う。

(3) 北興化学埋設農薬の処理状況について

深瀬課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (3)については報告済みとする。ここで所管入れかえのため若干休憩する。再開は15時5分とする。

休 憩 14:54

再 開 15:05

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。(4)は次第では口頭となっているが、資料の提出があったのでごらんいただきたい。それでは説明願う。

(4) 老人福祉住宅について

深村主査

資料の提出が本日になったことをおわびする。

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

堀

① 公明党として介護は非常に力を入れている分野である。15年後に団塊の世代が75歳を迎えるような高齢化社会に安心して老後を迎えられるといった大きな課題に対し、積極的に取り組んでいきたいと考えている。老人福祉住宅の改正案が示されたが、高齢者見守り協力員の人選はどうなっているのか伺う。

② 1日1回の定期訪問時に留守だった場合はどうするのか伺う。

③ 2年間の経過措置となっているが、2年間で次の新たなサービス内容が設定されるのか伺う。

山崎課長

① なるべく必要な相談に乗れるような方、資格があれば望ましいが、資格にこだわると人選が難しいという部分もあるので、嘱託採用を含めて責任を持って対応できる人をと考えているが、今の段階では明確に申し上げられない。

② 明らかに留守であればいいが、何かが起きている可能性もあるということの中では、協力員が対応できればいいが、包括支援センターあるいは市のほうに連絡いただければ、必要であれば警察や関係機関の協力のもとで何かあるのかないのか、身内の方に連絡をとるなどの対応をしたいと考えている。

③ 高齢者の見守りは非常にこれから必要とされてくると認識している。そういう中で地域の協力も必要になるかもしれないが、地域の協力を待つという姿勢ではなく、こちらが中心となってそういった体制をつくり、なるべく地域を

- 掘
- 限定しない手法について、ことしも政策協議等しているが、それを2年間、あるいはもっと早い段階で、2年後の制度のあるなしにかかわらず、見守りができるようなシステムを構築したいと思っている。
- 2年間の経過措置についてだが、本当に介護、特にサービス内容については各自治体が決定できることで、自治体間格差サービスが起きるのではと言われていいる。自治体によっては高齢者が住みやすい、あるいはその反対もあるのではないかとされているので、そういう意味で滝川市はこのサービスをできるだけしていかねばならない。サービスがよくなることで事業費が増大することになるが、そこは、自助、共助、公助という順番があるので、本当にあるべき滝川市の将来の高齢化に対するサービスを2年間で検討いただけるのか決意のほどを伺いたい。
- 狩野部長
- 5年もすれば高齢化率が3人に1人といった状況になってくると予想される中で、地域の皆さんと行政が知恵を出し合って市内の高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには参加型、協働型のまちづくりが欠かせないと思っている。その辺の仕組みも含め、できるだけ地域の皆さんとのお話を早急にさせていただく中でシステムを構築していきたいと思っており、この経過措置の後も安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように考えていきたい。
- 委員 長
渡 辺
- 他に質疑はあるか。
- ① タッグ計画にはたくさんの事柄があり、老人福祉住宅も1つだったが、全員の検討ではなく、私は委員外議員で除外である。そういう中で12月にはタッグ計画がどうだったのか案が配られたが1年遅かったのではないか。昨年の2月、3月に示されれば、議会も住民に対して計画案を示すのかということになるが、1年遅かったと思う。このことをどう考えるか伺う。
- ② 議会で決まったと6月に話を聞いたと言っているが、議会で決まったというのはどういうふうに決まったのか説明していただきたい。タッグ計画というのはたくさんの事柄があるので、これ1つであれば集中的に審議できたと思うが、少ししか意見も言えなかった中で決まったというのは、議会の事務上もおかしいのではないか。担当課は議会で決まったと言ったのか伺う。
- 委員 長
渡 辺
- 修正案に対する質疑はないのか。
- ③ これから修正案の中身に入る。2年間の経過措置ということなので、この修正案が今後住民の方と話し合いをしたり、議会でもんだりすることになるが、今回陳情や請願まであったことを平成23年度に経過措置の中で十分検討することが可能なのか伺う。
- 狩野部長
- ③ 平成22、23年の2年の経過措置の中で、切れ目のない高齢者施策、仕組みを早急に構築したい。この経過措置の後に何もなくなるというような考えで提案しているわけでないので理解願う。
- ①② 我々としては昨年の第3回、第4回定例会でもかなり質疑をいただいた。その前段として住民の方々との個々の話し合いもさせていただいたところだが、議員の皆さんからもいろいろと質疑をいただいたので、この辺を真摯に受けとめ、いきなり制度の廃止といった乱暴なことは考えなければならないということで今回の提案とさせていただいたところである。
- 委員 長
酒 井
- 他に質疑はあるか。
- ① 老人福祉住宅を廃止するのはとんでもないことである。高齢化社会に突入

するのは最初から予測できることで、拡充することがあっても減らすというのは滝川市としては後退しているのではないかと思います。廃止することで仮に住み続けることができなくなればますます施設への依存度が進むと思うが、どう考えているか。また、施設依存についての考え方が、滝川市の現在の取り組みはどのようになっているのか。減らすような取り組みを市として考えているのか、それとも国の対策を待つのみなのか。滝川市としてこれから依存度が上がると見込んでいるのか、下がると見込んでいるのか現状についての認識を伺う。

② 今回の修正案については、来年度予算から新たなものとして廃止をするという考えなのでこういったものが出されたと思うが、そもそも間に合わないのではないのか。例えば高齢者見守り隊についても具体的なことはまだ決まっていないということで、この短い期間でどうやってできるのか心配である。高齢者見守り協力員は何人採用し、報酬などについてはどのように考えているのか。見守り体制では3団地を1日1回定期訪問するとのことで、負担が一部分で減るが一部分ではふえることになると思うが、どのように考えているのか伺う。

③ 修正案の朝夕のナースコールの部分で、ヘルスコンダクターの会の活用も検討と書かれているが、具体的にどのような話をしているのか伺う。

④ 現行サービスとの違いということで伺うが、現行では入居者からの相談に対して助言をしたり、緊急搬送の際につき添いをしたりということで、請願者の皆さんからも安心できることが何よりも大切という話があったが、この高齢者見守り協力員に変わることによって安心が確保されるのか。地域包括支援センターや市役所に電話するのとどのように違ってくるのか。例えば携帯電話を所持していてすぐに対応できるなどといった面が確保されるのか伺う。

⑤ コスト面で差し引き13万1,614円で効果額によらない制度に対する考え方を整理したものということで、これまでの説明のとおりだと思うが、その中で請願者の方から有料化にすることで不公平感を少しでもなくして現在のサービスを維持していく考え方が示されたが、そういった考え方の検討はしたのか、それとも検討の余地はないということなのか伺う。

⑥ 修正案を請願者の方に示すとのことだが、新年度に向かってどのように説明して理解を求めていくのか。修正案を入居者、家族の方に説明して理解を得られない場合でもこの案のままでいくのか。滝川市は人の意見を聞かないで決まったものとしてやっていくと確認してよいか伺う。

⑦ 修正案についての本委員会での議論は今回で終わりなのか。家族の方への説明会なども開かれると思うが、そういったものも踏まえて随時報告されると確認してよいか伺う。

① 滝川市としてというのものもあるが、国の政策、法律体系すべてが在宅に変換という方向になっている。ただ、すべてができるわけではないので今回介護保険事業計画においても、認知症の方のための施設整備を市として推進する中身で、現在その方向で進んでいる。全体の方向がそうであっても滝川市にとって何が必要かを十分把握したい。大型の施設については、必要量を北海道の介護保険事業支援計画の中で枠を決めている部分もあるので、そういったものについては圏域協議会等で必要に応じて滝川市としての意見を述べたいと思っている。老人福祉住宅の廃止で住宅を出なければいけないという心配についてだが、これは福祉の支援事業の廃止であり、住宅を退去しなければいけないということではない。ただ、その中で負担やサービス内容が極端に変わることが

山崎課長

大変だということで、今回配慮させていただくことにした。

深村主査

③ ヘルスコンダクターの関係について、個々に意見調整をしている段階で会そのものと正式に話を詰めている状況ではない。資料ではヘルスコンダクターの役割ということで明記されていないが、これは高齢者見守り協力員の中身について詰めてからヘルスコンダクターの会にはフォロー的な役割を担っていただければと考えての記載となっているためである。

② 高齢者見守り協力員の報酬については、現在制度設計をさらに詰めているところなので、この場では明確に幾らということでの話は差し控えさせていただく。訪問して顔を合わせていろいろ話ができる関係をつくらなければならないと考えているので、そういった面での人選という部分には配慮していきたいと考えている。

⑥⑦ 今後の入居者の方への説明、あるいは議会での審議という部分では、きょう審議いただき、終わらなければ継続して審議という部分もあるが、我々としては、ある一定程度の理解が得られたと判断できた段階で個別訪問に入りたいと考えている。

山崎課長

② 間に合わないのではないかとということだったが、来週からでも説明させていただきたいと思っている。今回の案はいきなりではあったが、当初から廃止という前提の中で理解いただきたいということで進んできた。ただ、議論を進める中でたくさんの意見をいただき、トータルで判断してこういった配慮を考えさせていただいたわけで、それを最終案として説明させていただいた上で何とか理解いただきたいということである。間に合うか間に合わないかという話もあるが、我々としては精力的に説明させていただいて理解いただきたいということである。

⑤ 現状のコストということでは相当な額であり、それを格安にということでの基準点を見出すことがなかなか難しい中で、幾らにすれば適正な応益負担かつ応能負担かということもある。今回最大でも数千円で済むということでこの案を考えたので、そういった意味では入居者の方の負担をしてもいいという気持ちは大変ありがたく受けとめており、そういったことも踏まえての修正案の中身になっている。

酒 井

① 施設依存の具体的な考え方が出てこなかった。滝川市として、国は在宅に向いているが、すべてではないので施設についても検討していくということでこれまでの答弁と同じだった。施設に入所せざるを得ない方もいるし、一方で在宅で住み慣れた地域で自立して暮らしていきたいという方もいる。それを補うための老人福祉住宅があるべきで、そういった意味で大いに疑問である。老人福祉住宅廃止で出ざるを得ないという部分で先ほど課長から答弁があったが、私は、サービスが今までよりも低下することで暮らしていけなくなって、みずから出なければならないという方が出るおそれがないのかという疑問をした。答弁では極端に変わらないとのことだったが、福祉除雪ひとつとっても大きく変わる。福祉除雪は人が1人通れることを基準にしており、持っている軒数によってはすぐに除雪してくれないこともあり、使い勝手が難しいということをよく聞く。そういったことも甘んじて受けなければならないし、例えばタクシーなどを呼ぶことも難しくなるので、みずから除雪業者を頼まなければならないようになって負担がかなりふえる。しかし、入居されている多くのお年寄りはそのようなことができないので、家族が負担を考えることになり、ここでは暮らし

ていけないとなるのは大きな悲劇であると考えがいかがか。

② 高齢者見守り協力員については詰めている段階ということだったが、新年度にスタートしなければならない状況で、今詰めている段階というのは遅過ぎる。どういった段階かということも含め、ほとんど決まっていな見切り発車の状況で入居者や家族の方に説明するつもりなのか。余りにも廃止ありきで、新しく変わらないようにしてあげるからそれでもよければ住んでくださいというふうにはしか聞こえない。温かいきめ細やかなものという考え方でいえば、ある程度のことはこう考えているという段階で説明してどのように考えるかを聞き、それで不十分ということであればもう一度持ち帰って話し合うという形でなければいけないと思うが考えを伺う。来週からでも説明すると言ったが、この内容で説明すれば、またお上には言えないとなる。そうではなくて今議会でも議論されているが、その中で説明した一つの案だということで説明するべきだと思うが、そういうことで理解してよいか伺う。

狩野部長

① サービスの低下という部分だが、今までの制度を見直しさせていただくのでサービスの少し後退するのは事実だが、来週から入居者、家族の皆さんと一緒に説明させていただく中で、それなりの理解をいただかなければならない。そこでの生活ができなくなるようなことを言われたが、そういう不安を取り除くようなことについては、介護福祉課職員、地域包括支援センターの職員も含めて常に地域の皆さんの相談に乗るように誠意を持って対応していきたい。

② 見切り発車なのかということだが、我々は、この案について真剣に取り組んできたつもりである。内容については、入居者の皆さんに2年の経過措置の前向きな検討の結果であることを理解いただくように一生懸命に努めていきたい。

酒 井

① それなりの理解をいただかなければならないのは当然である。理解を得られない場合でも強行するという考えは変わらないのか。滝川市は、ますますお年寄りに対して血の通った説明をしていないとのそしりを受けかねないと思うが、理解をいただけなくても強行するのか伺う。

② 2年の経過措置について、2年がたてば新たな滝川市の全市的な施策ができるという希望的なものであればいいが、私はそうは思わない。2年の経過措置の中で不便をかけた上で出てくるものはこれまでの議論のとおり地域、町内会、老人クラブなどに協力を求めるということである。しかし、そうした協力を求めるころは高齢化が進んで協力できなくなってきたので、抜本的なことを考えなければならぬ。この2年間で変えられると思っているのか伺う。

深村主査

① 昨年全体の説明会をさせていただいた後、個別に訪問させていただいた。こちらから連絡をして一度では話をしづらい、あるいはほかの人と一緒にないと聞きづらいということで、3団地合わせて延べ40回以上個別に訪問している。その中でこれまで全体で聞けなかったことを聞き取るなどして我々は努めてきたつもりである。第3回、第4回定例会での議会の経過もあったので途絶えた時期もあったが、今後も十分理解を得ていきたいという姿勢は変わらないし、そうできるものと信じて取り組んでいきたい。

狩野部長

② 我々は誠心誠意皆さんに理解を求めてそれぞれの地域に入らせていただくとし、これについては議会でも予算審査特別委員会等で種々議論もあると思うので、その中で判断いただきたいと思います。2年の経過の中できちんとやれるのかということだが、そういう強い決意で新たなシステムをつくっていききたいと思

委員 長
堀 田

っている。
他に質疑はあるか。
先般まで老人福祉住宅廃止ということで進んできた中で、今回修正案が出てきた。これは、清水議員を初め、有志の会の皆さんが積極的に進められた結果で、語弊があるかもしれないが行政としても出さざるを得なくなったと思う。あれもこれもと言ってもできるものとできないものがあるわけで、請願書の中にも見晴団地との比較があったが、改修計画もあるようなのでこの2年間の経過措置の中で議論を詰めていただき、皆さんが納得いただければいいと思う。私は、新政会でも十分検討した中で代表する形で発言しており、皆さんにはこの修正案で納得いただきたい。

委員 長
井上委員外議員

答弁は要らないのか。(はい) 他に質疑はあるか。
私も住所は東町なので皆さんの気持ちはよくわかる。まちづくりは有限の財源で行うので新しい方向に行かなければならない。東町団地も建てかえなどいろんな問題があるので、固定観念で考えるとなかなか前に進まない。部長以下が一生懸命答弁していたが、きめ細かな住民に対する説明は必要だと思う。東の湯は公設民営だが、これは継続的にきちんと経営されるようにすべきだと思う。役員の方からも相談を受けており、運営が大変らしいが、そのあたりのことについて伺う。

狩野部長

東の湯関係の所管は市民生活部である。経営がきちんと安定してできるようにという部分については、我々も老人福祉住宅に入居されている皆さんには、できるだけ東の湯も利用していただきたいということでおふろ代の差額の支援も考えたので、今後いろんな面で安定経営に向けて市民生活部にも話を通して市として協力体制を整えたいと考えている。

委員 長
窪之内委員外議員

他に質疑はあるか。
先ほど説明されて実行するまでの期間が短いということもあったが、問題は中身だとも言われていた。私は請願の趣旨と質疑を聞いた段階では、今いい方向に向けて入居者の方々と話し合いができるような状況に入ったように感じる。40回以上も個別の話し合いも進めているとか、こうした形の修正案を出したという市の姿勢は、住民の意見を聞く姿勢があることのあらわれだと受けとめないと話し合いの接点が見出せないと思う。いろんな方がいらっしゃると思うので、修正案を示す中で、この修正案が全く100%動かないものだという姿勢を貫くべきではない。話し合いの中で変化がある可能性もあるし、個別の対応をしなければならないことが出てくることもあるかもしれないので、そういう姿勢で話し合いに臨んでほしいと思うがいかがか。

狩野部長

住民の皆さんからは当然いろんな意見があると思う。行政としても最大限の案だとは思っているが、高齢者見守り協力員などについてもこれから詰めなければならない部分もあるので、できるだけ住民の皆さんの意見を伺った中で、ある程度の理解がいただけるようなことを考えたい。ただ、今回の老人福祉住宅制度の2年の経過措置については、これまで2回の陳情をいただいたが、その辺もしっかり受けとめて立てたものであることを理解いただきたい。

窪之内委員外議員

高齢者見守り協力員について、いつごろまでにこういう形でやっていきたいという案を示せるのか伺う。

山崎課長

来週からでも説明に行きたい。どういう方がどういう形でというのは、間に合わないようにはしたくないと思っており、万が一間に合わないとしても職員が

	対応してでも見守りそのものは必ず確保する。決まり次第、随時説明に加えさせていただきます。
委 員 長	他に質疑はあるか。
関藤委員外議員	この修正案は、2月2日の陳情時に示されたのか。もし説明されたのであれば、修正案に対しての要望はどのようなものがあったのか伺う。
山崎課長	2月2日の段階では住民の皆さんには示していないので、意見をその場でいただくといったことはなかった。まずは厚生常任委員会に報告ということもあったので、今後は一生懸命住民の皆さんに示し、意見があれば真摯に受けとめつつ実現に向けたいと思っている。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (4)については報告済みとする。(5)について説明願う。
	(5) 平成 21 年度滝川市一般会計補正予算について
高田副主幹	(別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。
窪之内委員外議員	増床分の1人掛ける60万円というのはわかるが、対象経費の中で最大6カ月間の訓練等の期間となっており、最大6カ月間の訓練等があれば1カ月でもいいということで、増床部のベッド数掛ける60万円は出るが、雇い入れるのは1カ月でいいということなのか。この辺についての基準がないのか伺う。
高田副主幹	基準というのは特にない。最大6カ月間となっているので、施設によっては3カ月のところも1カ月のところもある。パンフレットやホームページの開設や備品などを合計してこの額以上であれば、交付されることになっている。
委 員 長	他に質疑はあるか。
井上委員外議員	認定は2カ所だが、補助を希望しているところはまだあるのか。
高田副主幹	この2カ所については、第4期の介護保険の事業計画、平成21年から23年までの3カ年間の計画を昨年作成し、その中で計画に基づく施設整備ということで昨年公募して審査した結果、21年度の指定候補者として決定したのがこの2施設である。22年度はもう一施設が指定候補者として決定している。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (5)については報告済みとする。(6)について説明願う。
	(6) 新型インフルエンザ接種拡大に伴う接種費用の助成措置について
金野課長	昨年10月23日から始まった医療従事者を初めとする優先接種対象者の妊婦、基礎疾患、幼児、小学校、中学校、高校、高齢者と順番に接種が開始されているが、1月20日付で滝川保健所のほうから新たに優先接種対象者以外の一般についても1月22日に接種を開始したいとの通知があり、その通知のプレス報道を1月20日にするという内容だった。1回の接種が3,600円ということで費用負担の軽減措置については、これまでの優先接種対象者と同様に生活保護世帯の者及び市民税非課税世帯の者は、市が費用を全額助成する措置を講じることとしたところである。軽減措置の手続については、これまでの優先接種対象者は医師会との接種費用の代理受領という契約を結んでおり、接種者が非課税証明書、生保の証明書を医療機関に提示することで全額助成するということがあったが、今回は接種費用を立てかえていただき、後日償還払いする手続をとっていただくことになった。急な通知であるため、市民への周知は2月1日の広報で町内会回覧を折り込み、1月22日に市のホームページに掲載し、1月25日に朝日新聞、毎日新聞、読売新聞にチラシを折り込みしている。また、接種費

用の立てかえの関係があるので、1月21日に各医療機関に通知している。FM G'sky についても同様にお願いしている。経費については、平成21年度の既存予算の新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業に要する経費の中で対応したい。この助成の期限だが、厚生労働大臣が新型インフルエンザ予防接種事業を終了するという通知をするまでの期間となっている。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(6)については報告済みとする。(7)について説明願う。

(7) 平成21年度滝川市一般会計補正予算について

佐々木課長

(別紙資料に基づき説明する。)

○ こどもプラン(次世代育成支援行動後期計画)について

佐々木課長

口頭で報告させていただく。厚生常任委員の皆さんにこどもプランの中間案というか概要版を送付させていただいた。同じものを市民策定会議やホームページなどで公開しており、次の委員会でもう少し肉づけした計画素案を提示したいと考えているのでよろしくお願いします。

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

渡 辺

中央保育所の増築の関係で以前駐車場のことが話題になったが、その後どうなったのか伺う。

佐々木課長

裏面の図面をごらんいただきたい。ここには記載していないが、病後児保育棟のところに増築とあるが、その前のほうにスペースがあるので、ここに来る方とそれ以外に長くいる方のために12台程度とめられる駐車場を設けた。もう一つは、右手の屋外遊戯場のところで、そこは今木があって余り入れない状況で下も荒れ地になっているが、その木を切って砂利を敷いて整地して七、八台分の駐車場をつくる予定である。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(7)については報告済みとする。(8)について説明願う。

(8) 平成21年度滝川市一般会計補正予算について

橘部次長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

酒 井

三世代交流センターの入り口の自動ドアの故障が大分続いているが、そういったものや指定管理者との話し合いはどうなっているのか伺う。

橘部次長

建物が平成元年に建てたものでかなり年数がたっているが、市が補修すべきか、場合によっては指定管理者のほうで補修するかという協議を逐次行っている。自動ドアについては把握していなかったので早急に確認させていただく。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(8)については報告済みとする。

3 その他について

委員長

事務局から何かあるか。(なし) 委員からはあるか。(なし)

4 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は、2月22日月曜日、13時30分から開催する。なお、当日は請願の討論と採決も行うので、それまでに協議願う。以上をもって第36回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 16:26